

## 郡山市令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）の事業再開及び早期の経営の安定を図るため、郡山市中小企業融資制度要綱（平成17年3月22日制定。以下「融資要綱」という。）の規定に基づき災害対策資金の融資を受けた者に対し、予算の範囲内で当該融資に係る利子の補助を行うことについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 利子補給補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年2月の福島県沖地震による災害により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者のうち、融資要綱第20条第1項の表の規定による融資（以下「災害対策資金融資」という。）を受けたもの
- (2) 補助金の交付を申請する際に納期の到来している市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税、及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助金の交付の対象融資)

第3条 補助金の交付の対象となる融資（以下「補助対象融資」という。）は、令和3年3月10日から令和3年7月31日までに融資要綱の規定に基づき取扱金融機関（融資要綱第2条第1号に規定する取扱金融機関をいう。以下同じ。）の貸付が実行された災害対策資金融資とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象融資に係る約定利子の全額に相当する額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、融資期間が7年を超える場合の補助対象融資に係る補助金の額は、貸付が実行された日から7年までの期間に負担する約定利子の額に相当する額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象融資に係る約定利子を支払った年度の末日までに、補助金等交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 取扱金融機関が発行する支払額明細書の写し
- (2) 利子の支払額が確認できる書類

- 2 前項に規定する補助金の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

郡山市長

申請人 住 所

氏 名

電話番号

補助金等交付申請書

次の事業（事務）について、補助金の交付を受けたいので、郡山市令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第5条の規定により申請いたします。

補助事業等の名称				
施行場所				
総事業費				円
補助金等交付申請額				円
事業の目的				
事業の内容				
着手、完了予定日	着手	・	完了	・
添付書類				
摘要	(フリガナ) 口座名義人			
	金融機関名 及び番号	(No. )	(No. )	
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	

なお、この申請の審査にあたっては、私に代わり市長が郡山市令和3年2月福島県沖地震災害対策資金融資利子補給補助金交付要綱第2条に規定する市税完納状況の確認を行うことに同意します。